

健 第 2 1 2 号
平成23年 5月20日

(社)岡山県医師会長 殿

(社)岡山県病院協会長 殿

岡山県保健福祉部長

新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る
季節性インフルエンザへの移行に伴う省令等の改正について

のことについて、厚生労働省健康局結核感染課長から別添のとおり通知がありましたので、ご了知の上、貴会員へ周知方よろしくお願ひします。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>



健感発0519第4号
平成23年5月19日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿
厚生労働省結核感染症課長

新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る
季節性インフルエンザへの移行に伴う省令等の改正について

新型インフルエンザ（A／H1N1）については、平成23年3月31日に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を行ったところである。

これに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第61号）及び厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第163号）が、本日、別添のとおり公布され、同日より施行されることとなったところである。

改正の概要は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺漏なきを期したい。

記

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

- (1) 医師が新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者を診断した場合について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除したこと。

(2) 医師が新型インフルエンザ（A／H1N1）により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合について、法第12条第6項において準用する同条第1項の規定に基づく届出を当分の間不要としている規定を削除したこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

第2 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件について

1 改正の概要

四種病原体等取扱施設の基準等の一部が適用除外される病原体等から、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH1N1であるものを削除したこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する件(同一六三)
- 平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を未日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件(同一六四)
- 保安林の指定施業要件を変更する件(農林水産九九五~一〇〇七)
- 自動車の装置の型式を指定した件(国土交通五〇一~五二三)
- 道路に関する件(関東地方整備局五七)
- 厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等の一部を改正する法律に関する規則の一部を改正する省令(厚生労働六一)
- 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令(国土交通四二)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(東北地方環境事務所三)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(関東地方環境事務所四)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(中部地方環境事務所一)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(中国四国地方環境事務所二)
- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(九州地方環境事務所一)
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件(法務二五〇)
- 登記回復に関する件(同二五一、二五二)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四号)第十二条第一項(同条第六項において準用する場合を含む)の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。平成二十三年五月十九日この省令は、公布の日から施行する。
- 厚生労働省令第六十一号
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する。
- 厚生労働大臣 細川 律夫

〔省令〕

〔目次〕

内閣

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔省令〕

- 公証人任免(法務省)
- 法務
- 裁判所
- 官庁
- 諸事項
- 会社その他の
- 特殊法人等
- 厚生年金基金変更関係
- 財団、有権者申出方、司法書士懲戒
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
- 處分関係
- 附則
- 国土交通省令第四十二号
- 昭和四五年法律第三十六号)第十九条の三十九、第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。平成二十三年五月十九日国土交通大臣 大畠 章宏
- 海汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則の一部を改正する省令
- 海汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書に改め、同項第一号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加え。

第十五条第二項第一号中「当該海洋汚染防止緊急措置手引書」を「当該油濁防止緊急措置手引書等、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書」に改め、同項第一号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加え。

一 船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項の変更(当該船舶間貨物油積替え作業手引書の機能に影響を及ぼすわざわざのない軽微な変更を除く) 第十五条第三項第四号を同項第六号とし、第二号及び第三号を二号ずつ繰り下げ、同項第一号中「油等」を「油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては、油等」に改め、「関する事項」の下に「船舶間貨物油積替え作業手引書にあつては、船舶間貨物油積替えに関する作業を行なう者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するため遵守すべき事項」を加え、「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項の前に次の二号を加える。

一 第十八条第一号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に船舶間貨物油積替え作業手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするとき。
二 第十八条第四号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に揮発性物質放出防止措置手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするとき。

第十五条第四項中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同条第五項中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改める。
第十一号の四様式中「valid on」を「applicable on」に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一号の四様式の改正規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

○総務省告示第百九十一号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第四十四号)
の異動の届出があつたので、同法第七条の一第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成二十三年五月十九日
政治団体の名称
国民改革協議会
会計責任者の氏名
鈴木 貴司
会計責任者の氏名
林 敏紀
会計責任者の氏名
厚生労働大臣
細川 律夫
会計責任者の氏名
豊原 昭一
会計責任者の氏名
西尾 利逸
会計責任者の氏名
片山 善博
会計責任者の氏名
平成二十二年五月十九日
会計責任者の氏名
厚生労働大臣
細川 律夫

（経過措置）

第一条 第十一号の四様式の改正規定の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海

洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物

質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第

十一号の四様式による國際大気汚染防止設備

は、この省令による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染

防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措

置手引書にあつては、油等に改め、「関する事項」

の下に「船舶間貨物油積替え作業手引書にあつては、船舶間貨物油積替えに関する作業を行なう者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するため遵守すべき事項」を加え、「第三号」を「第五号」とし、同項の前に次の二号を加える。

（経過措置）

（経過措置）